

浄化槽をお使いの皆さんへ

～適正な維持管理と法定検査を行いましょう～

● **問合せ** 役場上下水道課 ☎029-885-0720、茨城県生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966

浄化槽は、微生物等の働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

● 保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマー等の点検調査を行います。
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4カ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

● 清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥等を抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上(全ぼっ気方式は6カ月に1回以上)行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

● 法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会に申込みをしてください。☎029-291-4004
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

● 一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申込みください。

● 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
 - 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
 - 浄化槽の設置には、補助金が交付されます。
- ※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合には、新規設置の場合よりも増額になります。

みほふれ愛プラザでイルミネーション

12月25日(月)まで、午後4時30分～午前0時の間
みほふれ愛プラザでイルミネーションを点灯します。

あたたかい格好でお越しください。

みほふれ愛プラザ ☎029-885-6511 * 午前9時30分～午後6時(日曜・祝日休館)

